

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 5 日

各局等契約主管課長 殿

財務局経理部契約調整担当課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
物品買入れ等の入札等の手続の対応について

このたび、国土交通省より、各都道府県入札契約担当部局長宛てに「「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等の解釈」等について」（令和 2 年 2 月 28 日付事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた直轄工事及び業務の入札等の手続の対応について」（令和 2 年 3 月 2 日付事務連絡。以下「国の事務連絡」という。）の通知がありました。

これを受けて、都の工事及び設計等委託の入札等の手続について、下記 1 のとおり取扱い通知が出されておりますが、物品買入れ等契約につきましても、工事及び設計等委託関係通知に準じ、下記のとおり適切な対応をお願いいたします。

記

1 準用する工事及び設計等委託関係通知

(1) 令和 2 年 3 月 2 日付事務連絡（別紙 1）

「都における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び設計等業務の一時中止措置等の解釈」等について

(2) 令和 2 年 3 月 3 日付事務連絡（別紙 2）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び設計等委託の入札等の手続の対応について（以下「入札手続通知」という。）

(3) 令和 2 年 3 月 4 日付事務連絡（別紙 3）

「都における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び設計等業務の一時中止措置等の解釈」等について」に関する補足（以下「解釈補足通知」という。）

2 物品買入れ等契約についての注意事項

(1) ヒアリングの実施について

国の事務連絡の「1. ヒアリングの実施について」は、都の物品買入れ等契約においては、総合評価方式の技術審査委員会や企画提案方式の審査委員会における同方式参加者へのヒアリングなどが想定されますが、本年3月15日までの間にこうしたヒアリングの実施が予定されている場合は、国の事務連絡に準じ、適切な対応をお願いします。

(2) 委託等の完了後又は物品の納入完了後、検査を実施することができない場合

解釈補足通知に準じ、物品買入れ等契約について、新型コロナウイルス感染症対策に伴う影響により、受注者・受託者等（以下「受注者等」という。）の検査体制が整わないなどの理由で、受注者等から完了検査に応じられないとの申し出があった場合、受注者等の意向を踏まえ、完了届・納品書等の受付を留保して差し支えないものとします。

(3) 上記以外の対応については、それぞれの現場の事情に応じて、適切に対応すること。

【担当】

財務局経理部総務課契約調整担当

03-5388-2607（ダイヤルイン）内線 26-111

事務連絡
令和 2 年 3 月 2 日

各局等 工事主管課長 殿
契約主管課長 殿

財務局 建築保全部 技術管理課長
経理部 契約調整技術担当課長

「都における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
工事及び設計等業務の一時中止措置等の解釈」等について

「都における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び設計等業務の一時中止措置等について」（令和 2 年 2 月 28 日付 31 財建技第 312 号）を通知し対応をお願いしているところですが、本通知の解釈について、国土交通省より「「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等の解釈」等について」（令和 2 年 2 月 28 日付事務連絡）の通知がありました。あわせて、「新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う建設業法上の取扱いの明確化について」（令和 2 年 2 月 28 日付国土建第 482 号）の通知がありました。

つきましては、これらの通知の趣旨を踏まえ、各局において、適切に対応をお願い致します。

記

1 添付書類

- 令和 2 年 2 月 28 日付事務連絡
「「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等の解釈」等について」
- 令和 2 年 2 月 28 日付国土建第 482 号
「新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う建設業法上の取扱いの明確化について」

担 当

（工事及び設計等業務に関すること）

財務局 建築保全部 技術管理課 建築技術担当（内 27-641）
土木技術担当（内 27-646）

（工事及び設計等業務の契約に関すること）

財務局 経理部 総務課 契約調整担当（内 26-111）

事 務 連 絡
令和2年2月28日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の
一時中止措置等の解釈」等について

標記について、別添1、2のとおり、国土交通省直轄工事での取り扱いを周知
いたしましたので、ご参考にお知らせします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除
く。）に対しても、周知をお願いします。

事務連絡
令和 2 年 2 月 28 日

大臣官房官庁営繕部		各課長補佐 殿
各地方整備局	総務部	契約課長 殿
	企画部	技術管理課長 殿
	営繕部	計画課長 殿
北海道開発局	事業振興部	工事管理課長補佐 殿
	営繕部	営繕計画課長 殿
国土技術総合研究所	総務部	会計課長 殿
国土地理院	総務部	契約課長 殿

大臣官房	地方課公共工事契約指導室	課長補佐
	技術調査課	事業評価・保全企画官
		工事監視官
		課長補佐
	官庁営繕部管理課	課長補佐
	官庁営繕部計画課	企画専門官
北海道局	予算課	課長補佐

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の
一時中止措置等の解釈について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う工事及び業務の一時中止等については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（令和 2 年 2 月 27 日付け国地契第 44 号、国官技第 357 号、国営管第 384 号、国営計第 120 号、国港総第 593 号、国港技第 83 号、国空予管第 807 号、国空空技第 520 号、国空交企第 371 号、国北予第 45 号）において取扱いを定めたとあるところであるが、上記通知の解釈について下記のとおり取り扱うこととするので、遺漏なきよう措置されたい。

記

1. 昨日、内閣総理大臣より、全国全ての小学校等について臨時休校を行うよう要請する発言があったところであるが、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」1.（1）において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者が工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間の延長（以下「工事等の一時中止等」という。）を申し出ることができる場合には、工事従事者又は業務従事者の子どもの発熱や子どもが通う学校

の休校等に伴い、工事従事者又は業務従事者が子どもの面倒を見る必要が生じた結果、工事等の一時中止等を行う必要がある場合を含むものとする。

2. 完成又は完了の通知を受けた工事又は業務について工事等の一時中止等を行う場合であって、検査期限内に検査を実施することができないときは、受注者に完成又は完了の通知を取り下げさせた上で工事等の一時中止等を行うこと。

事務連絡
令和2年2月28日

各地方整備局 企画部 技術調整管理官 殿、工事品質調整官 殿
技術企画官 殿、総括技術検査官 殿
北海道開発局 事業振興部 工事評価管理官 殿
沖縄総合事務局 開発建設部 技術調整管理官 殿、技術企画官 殿
総括技術検査官 殿

大臣官房 技術調査課
建設システム管理企画室長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
直轄工事及び業務に係る検査、打合せ等の対応について

標記については、各地方整備局等においてこれまでもテレビ会議の活用などにより、発注者と受注者双方の省力化の積極的な推進に努めて頂いているところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、直轄工事及び業務に係る検査、打合せ等の実施にあたっては、設備環境の整備状況等を踏まえつつ、可能な限りWEBを活用する等、受発注者間で協議の上、適切に対応いただくようお願いします。

なお、やむを得ず従来どおり対面の検査、打合せ等を実施する場合には、あらかじめ受注者に対し最小限の人数で実施するよう働きかけるとともに、広い部屋での実施やマスク着用を推奨する等、感染予防の対策を徹底するようお願いします。また、対面の検査を行った場合には、検査官は、検査に出席した受発注者双方の全員の氏名を検査メモ等に記載し確実に記録を残していただくようお願いします。

国土建第482号

令和2年2月28日

都道府県及び政令指定都市主管部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う
建設業法上の取扱いの明確化について

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、感染の流行を早期に終息させるための極めて重要な時期にあり、令和2年2月27日の新型コロナウイルス感染対策本部において、内閣総理大臣より、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、令和2年3月2日から臨時休業を行うよう要請する旨の発言があったところです。

このことを踏まえ、建設業法上の取扱いについて明確化しましたのでお知らせします。

なお、学校の臨時休業などの感染拡大防止措置に伴って技術者等が確保できないといった事情により、現場の施工を継続することが困難と認められる場合においては、必要に応じ、「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」(令和2年2月25日付け国土入企第52号)の趣旨を踏まえ、工期の見直しや一時中止の措置を適切に講じるようお願いいたします。

貴職におかれましては、建設業者に対して適切に指導するとともに、貴管内の公共工事発注機関等の関係行政機関及び建設業団体に対しても速やかに関係事項を周知していただくようお願い致します。

記

・主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について

監理技術者等の「専任」については、「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について(平成30年12月3日付け国土建第309号)」により、その取扱い等を明確化したところであるが、新型コロナウイルス感染症対策のため、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、令和2年3月2日から臨時休業を行うよう要請されたことを受け、臨時休業に伴う育児のため、監理技術者等が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する(例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲内において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等)とともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

・監理技術者等の途中交代について

監理技術者制度運用マニュアルにおいて、監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の真にやむを得ない場合等とされているが、新型コロナウイルス感染症対策のため、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、令和2年3月2日から臨時休業を行うよう要請されたことを受け、臨時休業に伴う育児のため、監理技術者等が職務を継続できない場合や工期及び工事内容に大幅な変更が発生した場合等も真にやむを得ない場合に含むものとする。

・恒常的な雇用関係の取扱いについて

監理技術者制度運用マニュアルにおいて、国、地方公共団体等が発注する建設工事で発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要とされているが、新型コロナウイルス感染症対策のため、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、令和2年3月2日から臨時休業を行うよう要請されたことを受け、臨時休業に伴う育児のため、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月未満の雇用関係であっても差し支えないこととする。

以上

事務連絡
令和 2 年 3 月 3 日

各局等契約主管課長 殿

財務局経理部契約調整技術担当課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
工事及び設計等委託の入札等の手続の対応について

このたび、国土交通省より、各都道府県入札契約担当部局長宛てに「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた直轄工事及び業務の入札等の手続の対応について」（令和 2 年 3 月 2 日付事務連絡。以下「国の事務連絡」という。）の通知がありました（添付書類 1）。

つきましては、この通知の趣旨を踏まえ、各局等においても適切な対応をお願いします。

なお、国の事務連絡の「1. ヒアリングの実施について」は、都においては、低入札価格調査制度における調査対象者へのヒアリングやプロポーザル方式における同方式参加者へのヒアリングなどが想定されますが、本年 3 月 15 日までの間にこうしたヒアリングの実施が予定されている場合は、国の事務連絡に準じ、適切な対応をお願いします。

また、国の事務連絡の「2. 今後公告する工事等について」は、この趣旨を踏まえて適宜柔軟な対応が求められますが、例示されている 2 つの事項については、現時点においては都の入札契約手続きでの対応は行わないものとします。

○ 添付書類 1

令和 2 年 3 月 2 日付事務連絡

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた直轄工事及び業務の入札等の手続の対応について」

【担当】

財務局経理部総務課契約調整担当

03-5388-2607（ダイヤルイン）内線 26-111

事務連絡
令和2年3月2日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局
建設業課入札制度企画指導室長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
直轄工事及び業務の入札等の手続の対応について

標記について、国土交通省直轄工事において別添のとおり対応することとして
おりますので、ご参考にお知らせします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）
に対しても、周知をお願いします。

事務連絡
令和2年3月2日

大臣官房官庁営繕部	各課	課長補佐	殿
各地方整備局	総務部	契約管理官	殿
	企画部	技術開発調整官	殿
	営繕部	営繕調査官	殿
北海道開発局	事業振興部	工事管理課	
		工事評価管理官	殿
		工事契約管理官	殿
国土技術総合研究所	営繕部	営繕計画課長	殿
国土地理院	総務部	契約財産管理官	殿
	総務部	契約管理官	殿

大臣官房 地方課公共工事契約指導室長
技術調査課建設技術調整室長
官庁営繕部管理課契約事務改善推進官
官庁営繕部計画課営繕計画調整官
北海道局 予算課経理指導官

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
直轄工事及び業務の入札等の手続の対応について

標記については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、直轄工事及び調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の入札等の手続については、下記のとおり対応されたい。

記

1. ヒアリングの実施について

工事等の入札等の手続に当たって3月2日から15日までの間にヒアリングの実施を予定している場合、ヒアリングの必要性を再検討し、可能な限り省略すること。

なお、ヒアリングの実施が真に必要と認められる場合は、以下の対応を取るものとする。

- ① 3月16日以降にヒアリングを延期することが可能かどうかを検討する。
- ② ヒアリングを3月15日までに実施する必要がある場合は、本人確認の実施やヒアリング内容を録音しない等の配慮をした上で、可能な限り、電話やWEBによるテレビ会議システムを活用する。
- ③ やむを得ず対面でのヒアリングの実施が必要となった場合は、あらかじめ相手方に対し最小限の人数で実施するよう要請するとともに、風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境での実施を避け、マスク着用を推奨する等、感染予防の対策を徹底するとともに、出席者全員の氏名を確実に記録する。

2. 今後公告する工事等について

工事等の競争参加資格や総合評価落札方式等の評価項目として、資格や実績、成績、表彰、継続教育(CPD)の取組状況、手持ち業務量等を考慮しているところであるが、今後公告する工事等については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（令和2年2月27日付け国地契第44号、国官技第357号、国営管384号、国営計第120号、国港総第593号、国港技第83号、国空予管第807号、国空空技第520号、国空交企第371号、国北予第45号。以下「通知」という。）や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた監理技術者講習の延期等による影響を踏まえ、当分の間、例えば以下のように適宜柔軟な対応を行うこと。

- ・通知に基づいて工事等の一時中止等を行ったことにより完成しない工事等について、評価の対象とする。
- ・通知に基づいて調査・設計等の業務の一時中止等を行ったことにより完了が年度を越える業務のうち、新年度に行われる部分については手持ち業務量とみなさない。

以上

事務連絡
令和 2 年 3 月 4 日

各局等 工事主管課長 殿
契約主管課長 殿

財務局建築保全部技術管理課長
財務局経理部契約調整技術担当課長

「都における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び設計等業務の一時中止措置等の解釈」等について」に関する補足

「都における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び設計等業務の一時中止措置等の解釈」等について」（令和 2 年 3 月 2 日付事務連絡）を通知したところですが、下記のとおり補足致します。

記

1. 工事等の完了後、検査を実施することができない場合

新型コロナウイルス感染症対策に伴う影響により、受注者等の検査体制が整わないなどの理由で、受注者等から完了検査に応じられないとの申し出があった場合、受注者等の意向を踏まえ、完了届の受付を留保して差し支えないものとする。

2. その他

上記以外の対応については、令和 2 年 3 月 2 日付事務連絡を踏まえ、それぞれの現場の事情に応じて、適切に対応すること。

担 当

(工事及び設計等業務に関すること)

財務局 建築保全部 技術管理課 建築技術担当(内 27-641)
土木技術担当(内 27-646)

(工事及び設計等業務の契約に関すること)

財務局 経 理 部 総 務 課 契約調整担当 (内 26-111)